

令和2年7月15日

各学部等の長
各学内共同教育研究施設の長 殿
事務局各部長

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に係る
考え方について (第4報)

標記については、「緊急事態宣言解除後の移行期間における今後の対応について」(令和2年6月19日付け学長通知)等を受けて、以下の考え方に基づき取り扱うこととしているところです。

今般の県内クラスター発生に伴い、学内における感染リスクが急激に高まっていることを受けて、本学教職員または学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応について新たに下線部を追記しましたので、研究活動に従事する教職員や学生の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いします。

○研究活動に係る考え方

研究活動の継続は可能としますが、文部科学省高等教育局作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」に基づき、下記のように感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者(教職員・研究員・学生等)は現場での滞在時間を極力減らすとともに、データの整理などは自宅での作業が可能かどうか検討することとします。

- ・ 研究室への不要不急の滞在は避ける。
- ・ 研究室においては、いわゆる3密(密閉、密集、密接)の回避等を徹底する。
- ・ 共同研究の実施や学会などの小規模なイベントへの参加のために、教員や学生が県をまたいで移動することについては、やむを得ない場合を除き、出来る限りWeb会議ツールを活用する。

なお、研究の内容は各部局や各施設により大きく異なっていることを踏まえ、活動制限に関する具体的な内容につきましては、各学部等の長や各学内共同教育研究施設等の長、あるいは各研究室の責任者の責任において、ご判断ください。

ただし、研究室関係者(教職員・研究員・学生等)に新型コロナウイルスの感染が判明した場合や、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある人との濃厚接触が判明した場合は、ただちに研究活動を一時中断(※)してください。

※ 翌日から1週間は、部局長など管理監督者許可の下で実験用生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に一時的に入室する研究スタッフに限り研究室内への立ち入りを認め、それ以外の関係者は全員自宅での作業とします。

担 当：研究推進部研究協力課 研究協力係

内 線：3224

E-mail：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp